

梅木 紀秀 (日本共産党・左京区) 2000・12・7

私学助成について

経済的理由による中退生徒をなくそう

【梅木】

まず、私学助成について、とりわけ私学に通う高校生への援助を中心に質問します。深刻な不況の影響は高校生にも及んでいます。新聞報道によると、9月末時点で、京都府下私立高校39校の内、調査できた20校で、3カ月以上授業料を滞納している生徒が184人です。約半数の学校での調査ですから全体ではおよそ400人と推測できますが、不況による倒産、リストラがいつそう深刻化する中で、これから年末、さらに年度末にかけて増加するのではないかと心配です。

2年前、平成10年度、経済的理由で私立高校を中退した生徒は、文教課の調査でも40人にのぼったとのことですが、「経済的な理由による中退者を、今年は一人も出さない」という決意で、十分な実態調査を行い、有効な手立てを尽くすよう強く求めるものです。

府立高校の場合には、授業料減免制度があり、その人数は平成9年度1、616人、今年2、090人、毎年100人以上急激に増えて、3年で1・3倍になっています。公立高校の場合は、全生徒に授業料減免の道が開かれ、全額免除の制度もあります。社会的な支援で、すべての子どもたちに高校教育を保障しようという考えに基づくものです。

すべての生徒に授業料減免の道を

ところが、私学の場合は、学校に減免制度がある場合に限って、減免額の3分の2を府が補助するというもので、昨年度の府の補助金総額は1、990万円です。制度のある学校は39校中18校で、補助を受けた生徒は132名でした。今年は27校に広がったとはいえ、残り12校、およそ1万人の生徒は補助対象外、補助を受けることができないのです。学校が3分の1を負担しなければならないことがネックになっています。学校に制度がなくても、府に直接、申請できるように直ちに制度を改善すべきです。

また、額も一人平均15万円という実績ですが、平均授業料が60万円ですから不十分です。府の方針で、高校生の4割は私学へ通うことになっており、経済的に苦しくても私学に通っている生徒もたくさんいます。公立と同様、私学の生徒も経済的な理由で高校を中退しなくていいように、制度を充実し、社会的な支援をしようではありませんか。全生徒に授業料減免の道を開くこと、補助額を増やすことの2点ですみやかな改善を求めます。いかがですか。

ところで、この「私学授業料減免事業」の補助率を昨年、2分の1から3分に2に引き上げたことが、テレビや新聞で報道され、知事も予算委員会で誇らしげに静岡新聞の記事を紹介しましたが、補助の総額は1、990万円です。同じく昨年、知事は、私立高校生への授業料直接助成に所得制限を導入しました。その結果、直接助成の総額は、所得制限導入以前の平成10年度、12億8千6百万円から平成11年度は9億8千万円に、一気に3億円も削減されています。この削減分の一部をまわすだけで、先ほど提案した私

学授業料減免制度の改善はできるではありませんか。財源はあります。問題は、知事のやる気です。「親の経済的な理由で中退する生徒を一人も出さない」という知事の決意をお示してください。

【知事】 保護者の経済的事情などによる授業料未納者の状況につきましては、これまでから必要に応じ把握に努めてきたところであります。その状況も踏まえ全国に先駆けて京都府独自の制度として、授業料減免事業補助金を創設いたしますとともに、平成11年度には補助率を2分の1から3分の2に大幅に引き上げたところであります。さらに平成12年度からはこれを小・中学校にも拡大するなど、制度の充実をはかってきたところでございます。各私立学校に対しましては機会あるごとに制度の趣旨を理解していただくよう努めてきました結果、減免制度を設けた学校は、現在では私立高校全体の85%に相当する33校に拡大してきているところであります。各学校の減免補助の申請は例年、12月下旬でございます。本年度の減免額については確定しておりませんが、予算額につきましては昨年度の申請状況にあわせて適宜、増額補正をはかったところでございます。今後、残された学校においても本制度が適用されるようさらに努力をしまいたいと思えます。

国の単価アップ分は予算化するのは当然

【梅木】

知事は、私学への経常費助成についても、財政難を理由に、今年度は単価アップ分の補正予算は組まないとの方針です。その額は3億円です。総務部長は「公立も経費削減に努力している。私学も努力を」との答弁でした。「高校生一人あたりの教育費」について、3年前、平成9年6月議会で私は、文部省の資料をもとに公私間の比較をおこないました。その時点、平成6年度の調査で、「高校生一人あたりの教育費」は、公立88万2千円に対して私学100万7千円、12万5千円の差でした。最新の資料、平成9年度では、公立112万5千円に対して私学は113万7千円、1万2千円に差はちじまっています。高校生一人あたりの人件費についても私学の方が低いのです。いまだに40人学級を実施できない私学の経営状況を知りながら、なお私学に努力を押しつけるのですか。結局、しわ寄せは生徒に行くのです。

高校生1人あたりの公費支出もおおよそ、公立100万円に対し、私学は35万円と、差は広がっています。65万円もの差です。この差が父母負担になっているのです。知事は「私学関係者の了解を得ている」と、言いますが、父母はもちろん、私学関係者の多くは了解していません。直ちに3億円の補正予算を組むべきです。知事の答弁を求めます。

【知事】 これまでからも広く私学の重要性を踏まえまして充実に努めて来ておりまして、今年度当初予算でも国の単価改定を踏まえた財源措置、見込み額をさらに上回る総額185億560万円を計上しているところであります。しかしながら補正予算による増額につきましては府の財政状況が大変厳しい中、財政健全化指針に基づきまして昨年来、京都府といたしましても公立学校も含め、職員定数の削減や管理職手当の削減、さらには給与の昇給延伸など、先ず、内部努力を徹底してきていることなど、府の財政健全化の取り組みを私学関係者のみなさまに十分説明いたしまして、理解と協力をいただく中で見送らせていただいたところでございます。今後とも責任ある私学関係者や府民の方々のご意見も十分承りながら京都府の私学教育のいっそうの振興に努めてまいりたいと存じます。

その他のご質問をお聞きしておりまして、梅木議員は基礎的地方公共団体である市町村と広域的な地方公共団体との仕事の役割分担、あるいは秩序をあまりご存知ないような感じが致しますので、ひと言申し上げます。

【梅木・再質問】 何校で実施しているかということではなしに、公立と同じように全生徒を対象にすべきではないか、ということが質問の主眼なんです。そここのところを答えられ

ていないんです。全生徒を対象にするということで、制度を改善する必要があるのではないかと質問しているのですから、そのことはお答えいただきたいと思います。

【知事】 授業料減免を全生徒に及ぼせというお話ですが、その方法として設置者である私学を通さずに、直接、府の方へ申請をさして補助金を出せというお話でございますので、これはやはり設置者である私学を通さずにいきなり府の方が出すということは、制度上できませんし、また、私学の3分の1の補助はだれが持つのかということもございます。私学に対して直接行政がいろんな形で関与いたしますと、私学の自主性に対する憲法の問題も出てまいります。いろいろな点から出来ないということです。やることは、京都府ができるだけ皆さんの私学にその制度にのっていただく、こういう努力をすることが一番いいというお答えをしているわけでございます。

府営住宅問題

多子世帯の入居枠の拡大、新婚世帯の入居制度などで高齢化に改善を

【梅木】

次に、府営住宅の問題について質問します。

公営住宅法の改定に基づき府営住宅条例が改定されて3年目を迎えています。府営住宅条例の改定が議題となった平成9年の9月議会には、府営住宅居住者を中心に条例改定に反対する2万7千名の請願署名が寄せられました。

反対の理由は「この条例改定が行われたら、働き盛りの世代が団地から出てしまう。年寄りや障害者の比率が高くなって、自治会役員のなり手がなくなる。清掃さえ大変になる。子どもの声がないさびしい団地になる」というものでした。閉会本会議にも団地関係者多数が傍聴に来られましたが、与党議員は、住民の声には見向きもせず、わが党の反対だけで条例改定案は可決されました。

3年を経て、事態は住民のみなさんが心配した通りになっています。私の地元、府営岩倉団地では、高齢者の単身居住世帯が増え、高齢者比率は高まる一方です。その結果、自治会の役員、管理人の仕事が若い人、といっても60代でも相対的に若いということになるのですが、そういう人たちに集中しています。清掃活動でも、スコップはもちろんホウキも持てないお年寄りが多いために一部の人たちに負担が集中しています。ある方は、「清掃活動や自治会の世話が集中するので、正直しんどい」と嘆いておられました。こういう方ほど、家賃が高くなっているのです。また「汚水桝、共同溝の清掃など、民間のアパートだと家主の責任になる仕事まで自治会でやっている」という不満も出ています。公営住宅法の改悪、府営住宅条例の改悪で府は団地居住者の高齢化をすすめてきたわけですから、これらの要求も当然です。当面の改善策として、清掃活動などについて、府の責任区分を増やすよう再検討すべきです。理事者の認識をお示ください。

さらに、一路高齢化への道を防ぐ手立ても必要です。今年度実施した多子世帯、子どもの多い世帯の優先入居制度は、団地居住者にも「団地に子どもの声が帰ってくる」と好評です。当面の改善策として、多子世帯の優先入居枠の拡大、さらに新婚世帯の優先入居制度など検討すべきと考えますが、いかがですか。

【土木建築部長】 京都府では平成9年に府営住宅条例を改正いたしました。これは真に住宅に困窮する方々の居住の安定をはかりますとともに、いわゆる応能、応益家賃制度の導入などを目的といたしました公営住宅法改正に基づくものであります。この新家賃制度の適用により、全入居者の7割強の方々の家賃が下がることとなり、結果として府営住

宅全体の家賃収入が改正前と比べますと減少したものであります。なお、この減少に対する補填措置につきましては、制度改正の趣旨からとられていないところでございます。

賃貸住宅の維持管理費につきましては、公営、民営にかかわらず家主と入居者とで分担して対応されているのが一般的であると考えております。公団や民間の賃貸住宅においては団地内の清掃などいわゆる共用部分の維持管理につきましては入居者の費用負担のもとに実施されているところでありますが、府営住宅におきましては入居者の方々の費用負担を軽減する意味から、自治会などでの自主的な取り組みをお願いしているところでございます。

優先入居について 本制度は特に住宅困窮度が高い方々のために設けられた制度であり、府営住宅におきましては従来から高齢者世帯、障害者世帯、母子世帯などに優先枠を設け、今年度から新たに多子世帯を加えまして対応しているところでございます。議員ご質問の新婚世帯につきまして制度上、適用が困難であると考えております。

家賃や収入基準の引き下げなどで空き家の解消に努力すべき

【梅木】

次に特別賃貸住宅について質問します。

特別賃貸住宅でも、高齢化の悩みは同様ですが、さらに空き家が常態化しているという問題が加わっています。私の地元、府営長谷団地は350戸すべてが特別賃貸住宅ですが、条例改定以来、常時30戸程度の空き家があります。

自治会の役員さんは「自治会の役が早く回ってくる。自治会費の収入減で苦しい、府も家賃収入が減るだろうに何をしているのか」と府への不信感をあらわにされています。決算特別委員会で、課長は「長谷団地の空き家率は8%で特に多いわけではない」と驚くべき答弁をしました。確かに、桃山伊賀団地は50戸中8戸が空き家で、空き家率16%、小栗栖西団地は300戸中33戸11%、北後藤団地100戸中10戸10%で、長谷団地は平均的だというわけです。

しかし、府営住宅全体の空き家率は3・6%なのに、特別賃貸住宅は7・1%、2倍も高くなっているというのに、問題意識さえ持たないともでない答弁です。長谷団地では10月も7戸募集し、入居予定は3世帯だけです。条例改定前には考えられなかったことが、もう3年近くも続いているのです。

原因は、府独自の制度である特別賃貸住宅に機械的に公営住宅法を適用したことにあります。特別賃貸住宅は、一般府営住宅よりも入居収入基準が高いために、入居時の家賃が高くなりました。長谷団地の2棟の場合、条例改定前は一律2万6千5百円だった家賃が、改定後、入居できる最低収入基準、およそ月収20万円の世帯で、家賃は3万8千円に、およそ月収30万円で、最高の4万6千4百円になります。家賃が1・8倍にもなるので、長谷団地では働き盛りの世代が出ていきました。

一方、入居希望者は収入基準に達しないか、入れる場合も、狭くて古いわりに家賃が高いために入居しないのです。特別賃貸住宅の空き家率を下げるためには、家賃を下げるか、入居収入基準を下げるかしかありません。そのためには京都府府営住宅審議会を開く必要がありますが、条例改定後3年間、一度も開かれていません。直ちに審議会を開いて、条例改定後の府営住宅の実態を調査し、居住者や自治会の意見を踏まえ、抜本的な改善策を検討すべきです。いかがですか。

さて、府営住宅条例改定で、府営住宅居住者の高齢化と比例して、家賃収入も減るということをわが党は指摘してきました。府営住宅使用料収入は、平成9年度まで大体43億5千万円ですが、平成10年度36億4千4百万円、11年度36億4千6百万円で、一気に7億円も減っています。国の法律の変更に縛られて、本府の収入が7億円も減っ

ているわけですから、国から何らかの措置があつて当然です。何か措置がされているのですか。毎年7億円の減収、それも府営住宅居住者の反対を押し切って、異常な高齢化を押しつけながらの減収です。国に対して公営住宅法の改善を求めるべきです。知事は、府営住宅条例改定の結果、こういう事態が起きていることについてどう認識されておられますか。お答えください。

【土木建築部長】 特別賃貸府営住宅について 空き家が2%から10数%、平均で7%と団地によってバラつきがございますが、公営住宅入居階層を超える中堅所得者向けの住宅として建設したものであり、今日においてもその果たす役割は変わらないものと考えております。いずれにいたしましても空き家につきましては年6回の募集時に毎回募集を行い、解消に努めてまいりたいと考えております。

【梅木・再質問】

この空き家をどう解消するかということについては、どう考えているのか。私の案も含めて審議会を開くべきではないかということ聞いたのです。

新府立図書館問題

多い府民の要望と期待 今後の運営に「府民参加」の教訓を生かせ

【梅木】

次に来年5月にオープンする新府立図書館について質問します。

先日、完成真近の建物を見せていただきました。電気で動く積層自動集密書庫や公立図書館としては初めて導入された自動化書庫を目にして、「これは大変な維持費がかかるだろう」と感じました。そこで、決算委員会でいくらかかるか聞きますと、「現在、来年度予算編成中であり、答えられない」とのこと。「計画段階の数字を」といっても「答えられない」との答弁でした。

大阪府が東大阪市に建てた府立図書館でも自動化書庫の導入が話題になりましたが、検討の結果、予想されるトラブルや維持費から導入を見送ったそうです。本府の場合も充分検討の上、導入を決定したのでしょうか。府民への説明責任があります。府民がびっくりするほどの維持費がかかるのでしょうか。維持費について、「計画段階での見積り額」をお答えください。

【教育長】 総合的な判断により、岡崎で建て替えを検討する中で建築面積および利用者の利便性や市町村支援などを考慮しまして、150万冊の蔵書を収容する構想で、開架に10万冊、電動積層集密書庫に100万冊、自動化書庫に40万冊とすることがもっとも効率として適切なものとして計画したものであります。また維持経費等につきましては稼働率等により大きく変動するため、確かな積算は行っていないところであります。なお設計図書により試算として自動化書庫の稼働率を50%とした場合の電気代につきましては、1月につき約14万円程度と推定されます。

【梅木】

ところで、府立図書館の建設が検討される時期と地球温暖化防止京都会議が開かれる時期はちょうど重なり合います。本庁では、エレベーターを止め、蛍光灯を減らし、昼休みには電気を消すという努力をする一方で、膨大な電気を消費する設備を導入したわけですね。決算特別委員会では、「限られた敷地に150万冊の蔵書スペースを確保するために」という苦しい答弁がありましたが、住民団体から、「せめて2万平米は床面積が必要。現在の敷地では狭すぎる」との要求があり、私も「別の場所での建設を」と質問しましたが、知事は「大きいことがいいことではない」と答えてきたではありませんか。府民の要求に背を向けて、狭い現在地での建て替えを決めた責任は知事にあるのです。

また、「府民参加で基本計画の策定を」との要求を、教育委員会は無視し、全国的にも

著名な図書館研究者の提案にも耳を傾けませんでした。その姿勢が、胸をはって維持費を公表できないという結果になっているのではありませんか。

今後、珍しい自動化書庫の視察が全国から相次ぐでしょう。しかし、導入するところはおそらく皆無でしょう。せっかく82億円かけて新しい施設ができたのですが、閲覧席が少ないこと、児童室の廃止など、府民の不満がいまだに新聞の投書欄に掲載されています。「府民参加で図書館建設をすすめるべきであった」これが最大の教訓ではないでしょうか。情報公開、説明責任、事務事業の点検ということが言われますが、しっかり、府民の目線から教訓を引き出しいただきたいのです。そして、今後の府立図書館の運営にその教訓を生かしていただきたい。多くの方が新しい府立図書館に期待しています。

専門家である市町村の図書館職員、子ども文庫のお母さんはじめ幅広い府民の方々の意見に耳を傾けて、図書館サービスを充実させていただくよう心からお願いします。私からも、今後の課題について、何点か提案をさせていただきます。

第一に、全国的にはほとんどの県立図書館に、図書館協議会が設置されています。新府立図書館には図書館協議会を設置すべきです。いかがですか、お答えください。

次に、府民すべてに図書館サービスを提供するためには、府下全市町村に図書館を整備し、専門的な知識をもった司書の配置や研修の充実などが必要です。財政的支援を含め、府として市町村図書館振興計画を策定すべきです。

また、新京都府総合計画では、府下全市町村の図書館ネットワークを結ぶということですが、検索ができて府の連絡協力車が回るのが月に2回では役に立ちません。運行回数を増やすために連絡協力車を増車すべきです。教育長の答弁をお願いします。

【教育長】 図書館協議会について 法律上は任意設置でありますので、従来から府社会教育委員会においてご意見をいただきますとともに市町村立図書館等で構成します京都府図書館等連絡協議会と密接な協議をはかってきたところであり、これらにより今後ともその機能は果たしていけるものと考えております。

市町村立図書館の整備は基本的には市町村の責任において計画されるものと考えているところであり、最近5カ年間で7つの図書館が新設され、3つの図書館が改築されるなど、積極的に整備がはかられているところでございます。また市町村支援として実施しています、連絡協力車の巡回によります図書サービスにつきましては、情報ネットワーク機能の最大限の活用とあわせていっそうの充実をはかるなどにより、府内全市町村におきまして図書館活動の振興に沿うてまいりたいと考えております。

建設関係業者への仕事おこしを

【梅木】

府民生活向上に役立つ仕事を不況にあえぐ零細な建設関係業者へ

最後に不況にあえぐ府下建設関係者への仕事おこしについて提案します。

兵庫県明石市では、商工観光課を窓口、「市内の業者に頼んで、自宅を改修する場合」という条件で「費用の10%、10万円を限度に市が補助をする」という「地域経済活性化事業」を本年度実施し、市内の建設業者と住民に喜ばれています。当初100件の予定が、500件を超える申し込みがあり、300件に拡大したものの、抽選漏れの市民が来年度の実施を待っています。

東京の板橋区の事業がモデルになっていますが、板橋区では、住宅課が窓口で、平成10年度から「住宅リフォーム資金助成事業」を実施しています。「5%、10万円限度」で、平成10年度の実績は310件、11年度375件、12年度は9月までに201件、3年間の合計で886件、5千576万3千円の補助となっています。補助金申請書で把握できた改修費総額は、3年間で14億8千万円にのぼるということです。5千60

0万円の予算投入で15億円、26倍の仕事を板橋区の業者につくり出しました。明石市だけでなく全国的に同様の事業がそれぞれの工夫を加えて広がっています。

不況にあえぐ府下の零細な建設関係業者の仕事起こしと、バリアフリーの促進など、府民生活の向上に役立つ制度として、このような住宅改善に対する補助事業を市町村と連携、協力して実施してはいかがでしょうか。知事の考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

【土木建築部長】 京都府の不況・雇用対策につきましては、緊急雇用特別基金を活用した事業とあわせて府内全域で雇用効果が高められますよう公共事業及び単独事業の着実かつ木目細かな実施に努めてきているところであります。なお、こうした事業実施に際しましては、府内業者への発注を基本としていることはご承知の通りでございます。

ご質問の住宅改修にかかわる助成措置につきましては、府民のみなさんが住宅建設や増改築あるいは修繕をされる場合にバリアフリー化も含め、必要な資金を低利で融資する制度といたしまして、住宅建設資金金融制度及び住宅改良資金融資制度を設けているところでございます。

【梅木・再質問】

融資の制度は決算委員会でも聞きました。私は融資ではなしに補助制度をやるべきだといっているのです。これを指して知事は、私が市町村の区別も分からないというようなことを言ったのかもしれないけれども、市町村がやるのに対して、府が誘導的な支援をするべきではないのか。建設業者のみなさん方が困っているときに、府が市町村と連携・協力すべきだということを私は言ったのです。この一番大事なところに対して答えていないんです。もう一度お答えいただきたいと思います。

【知事】 明石市とか板橋区とかおっしゃいましたけれども、私たちはそういう市町村がやることを先ず、地方自治で基礎的な団体でやっていただいて、それを自分のところの政策としてやれることは非常にいいことだから、そういう自主性を育てるのはいいというふうに思っております。

高橋昭三（日本共産党、下京区）2000年12月8日

大企業には減税、赤字の中小企業には増税押しつける 外形標準課税に知事は反対を

知事・・・「多いに期待」し、導入要請続けると、府民の願いに背

【高橋昭三】

日本共産党の高橋昭三です。私は日本共産党府会議員団を代表して。知事ならびに理事者に質問をします。

まず、中小企業と法人事業税の外形標準課税の問題です。

自治省は11月21日、都道府県の法人事業税の課税ベースを広げる外形標準課税の導入案を発表しました。自治省案では、人件費、純支払利息、賃借料、年度損益の合計額に、1.6%の税率をかけた外形標準課税額と利益に従来の半分の税率をかけた所得課税額を合計した額を納税額とすると言うのです。

知事は常々「中小企業へは十分な配慮を要望している」と本会議場でも述べてこられました。労働力集約型の中小企業にとっては人件費比率が高く、赤字で借金が多いと

利子も多くなります。外形標準課税では負担が増えることは誰が見ても明らかではありませんか。自治省案では外形標準課税の税率を中小企業は、少し下げたと言っても、そもそも課税対象でなかった赤字企業にかけるのですから、道理に合わない増税であります。利益割の税率を半分に下げたと言っても、赤字企業ですから税率は、上げようが下げようが同じです。そこから外形標準課税割りで税金を取るのですから、どこから見ても増税です。

一方、大企業、例えばトヨタ自動車などは、「カンバン方式」で必要とする製品、材料、部品を工場に門づけさせて倉庫の賃借料を節約し、借金も少ないから、支払い利子も少ないので、外形標準課税分は割安になります。その上、所得割の税率が半分に減るのですから、日本経済新聞の計算でも、法人事業税は一割の節約になります。京都でも村田製作所一社を取り上げて高収益をあげ、九九年度申告所得は462億円、法人事業税は44億円ですが、自治省案になると34億円と10億円の減税となります。

一方、中小企業は赤字でも、税を負担しなければならず大変です。平成十年度の赤字法人比率は、全国で中小企業の3分の2、66.6パーセントが赤字企業です。京都は法人事業税対象中小企業の72パーセントが赤字企業です。この中小企業から更に税金をむしりとろうと言うのですから、何が中小企業に配慮した税制なのか。中小企業いじめもいいところです。だからこそ、知事と京都府中小企業団体中央会との懇談の場でも、知事を支援された京都商工会議所でも「絶対反対」の声を聞かれたはず。それは中小企業・中堅企業にとっても死活の問題だからです。

京都の経済は中小企業あつての経済ではありませんか。知事はバブルがはじけて京都の伝統地場産業、すべてと言ってよい中小企業から中堅企業までが不況に苦しんでいる時、積極的な支援の手をさしのべられませんでした。今回はそれどころか、その苦しんでいる中小企業から税金を吸い上げようと言うのですから、まさに逆立ちしています。マスコミなども「高収益企業に減税、赤字・中小企業に増税」と報じています。

更に人件費に課税するのですからリストラを一層促進することになります。今、消費が景気を下支えしないのが不況の最大の原因と言われているとき、特に全国的にも一番落ち込んでいる京都の景気を一層悪くすることは明らかです。同時に、世界の流れにも逆行するものです。ドイツ政府は、外形標準課税である「営業資本税は、税制における化石であり、廃止されなければならない。」と、1980年に賃金課税を廃止。1998年には、資産課税も廃止しているのです。フランスでも、ミッテラン大統領は、「職業税は、愚かな税制であり、不公平であり、反経済的である。」と、昨年賃金課税の廃止を決定しているのです。

自治省は2002年度からの導入を提案しようとしていますが、自民党の税制調査会でも、景気回復にマイナスだという声と合わせて、来年7月の参議院選挙をにらんで、先おくりの公算大とマスコミも報じています。知事はこの自治省案を中小企業に配慮した外形標準課税と今でも考えておられるのですか。今こそこうした中小企業いじめの外形標準課税に反対すべきではありませんか。率直な答弁を求めます。

【知事】 法人事業税の外形標準課税は、これまでから何度も申し上げているように、外形標準課税は、受益と負担の公平を期するとともに、景気動向に左右されやすい税収構造となっている現在の府県税制の仕組みを、より安定的なものとしていくために中小法人の負担等に配慮することを前提に、全国一律の制度として早期に導入される様、全国知事会を通じて国に強く要望してきたところです。今回の自治省案においては、この様な要望を受け、全体として増税とならない様、過去十年間の平均税収を踏まえました税率設定がなされますとともに、中小法人、赤字法人に対しては、所得課税と外形課税の併用、税率の軽減措置、小規模法人への課税の特例など、多くの配慮がなされておりまして、今後、この案を元に具体的な論議が進むものと大いに期待しているところであ

ります。

京都府といたしましては、府民の方々や、企業、経済団体などのご意見などもお聞きしながら、引き続き全国知事会等とも連携をとり、国に対して外形標準課税の早期導入に向けまして要請を行ってまいりたいと存じます。

政府部内や政党の中で、長引く不況の中で景気回復をやっている今、時期が悪いのではないかという意見があることも承知しております。私ども全国知事会が主張しておりますのは、府県税制の安定をはかってほしいということと、行政受益に対する負担の公平を図ってほしいという断面からの主張でありまして、景気論、歴史的論とは切り口が異なりますので、この両面からの情勢判断があることは、私ども当然理解できますけれども、しかしながら、地方分権下の府県など、地方税財政の自立と安定は、外形標準課税の問題を含めまして、必緊の事業であることは譲らないということをご理解いただきたいと思ひますし、特に地方分権下、色々とお金の要ることを主張されておられます共産党の府会議員としても、よろしくご支援をお願いしたいと思ひます。

なお、中小企業いじめと言っておられますけれど、たとえば、今年の九月の週刊東洋経済等で出ています、株式公開企業で、法人申告所得の公示がない企業の一覧を見ますと、とにかく住友商事、日立製作所、日産自動車、東芝、NEC、鹿島、NKK……と、大企業ばかりありまして、こういう所は結局増税となるんですよ。だから、中小企業いじめだけと言われるは、ちょっと問題がありまして、やはり、全体として増税にならない様に、公平に負担してもらい、利益に応じて負担してもらいという趣旨は、私は正論だと思ひます。

【高橋昭三】

より安定的な税制にとおっしゃっているが、知事はよく、共産党は都合の良い例だけを引っぱってきてという答弁をするが、こういう安定的な税制というのは、府県にとって、あるいは、知事にとっては非常に便利な、良い制度ですが、圧倒的と言うかほとんどの中小企業は赤字であるのに税金は増えてくる。大企業の例も出しておられたが、大企業の中で減税になる企業の方が、税金が増える企業よりもずっと多いわけですから、この点についてどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

【知事】 外形標準課税について、安定的な税制で、知事は喜ぶかもしれないが、一般府民は困ると言われるけれども、京都府のお金は、別に知事がポケットに入れるわけでありまして、すべて京都府の財政は、学校の先生の月給とか、警察官とか、あるいは福祉関係とか中小企業とか、全部の方にやっておるわけです。

だから、今年は景気が言いから、生活保護をグンとあげて、来年は景気が悪くなったから下げるといふことはできない。だから、税制を安定させてくれといふのが、我々の願ひでありまして、これは、法人事業税だけでなく、他の税目も含めて、県のために安定した税目を下さいといふものの中の一つとしてこの問題を取り上げているわけです。

そういう意味で、何か中小企業だけいじめているといふ主張は、為にする主張だと思ひつています。

国金金利より高い、府の利子補給の基準金利 これでは公衆浴場経営支援策はないも同然 他県ではあたりまえの、基幹設備への助成制度をつくれ

【高橋昭三】

第2に公衆浴場支援の問題です。

私は平成11年2月定例会の本会議でこの問題を取り上げましたが、公衆浴場、すな

わち銭湯は、その後も減少が続き、業界の危機は一層深刻です。

かつては京都府内で600軒近くの公衆浴場があったのが、今では300軒を割りかけています。私が質問をした時の1ヵ月前の平成10年12月末で324浴場、それが平成11年12月末には314浴場と1年間で10軒も減っているのです。

この様に、浴場が減っていく結果、府民の方々、特に高齢者の方々は大変な不便・負担を受けることとなります。その生々しい実態は前回の質問の際、述べましたので、再度触れませんが、こうした公衆浴場の減少で困っている府民をこれ以上苦しめないこと、そのために、設備更新、又は、大修繕の時期にきて、必要な資金の返済のことを考えるとこの際、廃業してしまおうと言うことにならないよう、府は積極的な支援を行うべきではないかと求めました。ところが理事者は「公衆浴場は家庭風呂が普及する中であっても、依然として公衆衛生上欠く事のできない施設であり、地域住民のふれあいや交流の場としても大切な施設であります」とその重要性までは認められながら、肝心の助成策となると、利子補給だけです。しかも、低金利時代にこれを利用しようとする業者はまったくありません。公衆浴場に融資する国民生活金融公庫の金利よりも高い金利条件を設定して、これを超える金利に利子補給をすと言っても、業者の方々はどうして助成になるのかと笑っておられます。

私は他県が実施しているように、直接、基幹設備の更新。大改修の時、市町と協力して他県の様子3分の1ずつの補助など考えるべきだと要求しましたが、そのことにふれず今も利子補給をやっているとおっしゃって、対象浴場数や金額までとくとくと述べられました。利子補給期間は10年ですから、高かった時代の金利の補給額が今も続いている分を述べられたのに過ぎないではありませんか。業者の方々自身「今の利子補給制度は、助成策ではないし、利用しようがない」とおっしゃっているのです。

それよりも基幹設備の更新等に対する直接助成を行うべきです。全国47都道府県の内、正味の利子補給も含めると35都道府県、実に4分の3近い県が積極的な助成策を取っています。

例えば埼玉県は、基幹設備の設置、改善に対し2分の1を補助し、国民生活金融公庫より設備資金の借入れを受けたときは、年利3パーセント相当額の補給、超えたときではなく、3パーセントまでの補給を行うと言うのですから、全額補助しているのです。

千葉県では入浴客数が平均に達しない浴場の燃料・光熱・用水の経費の2分の1以内で限度額20万円以内の補助を行っています。利子補給は年利1.8パーセント以内の補助を行うと言うのですから国金融資の金利の九割方補助されていることとなります。

神奈川県では内装・外装・給湯湯の3設備に対し、それぞれ2分の1以内で、100万円乃至200万円の補助を行うと共に、国金からの借入れに対し、その利子の57.4パーセントと半分以上が補給されるのです。広島県では給湯用ボイラー等の設備に対し、市町村の補助額の2分の1以内でそれぞれ補助額を決めています。利子補給についても支払利子の3分の1の補助を行っています。福岡県でも基幹設備の改善について市町村助成額の2分の1の補助を行っています。

更に、前回紹介しました福井県と同じく、そのお隣の石川県でも風呂釜など基幹的施設に対しては、県3分の1、市町村3分の1の助成を行っています。

今度こそ他県と同じく、本府もこれ以上廃業が進行しないよう具体的な支援を行うべきと考えますが、いかがですか。お答え下さい。

更に、老人福祉入浴事業推進の問題です。本府の、平成11年の利用者の年齢別構成を見ても、60歳以上の方が37.8パーセントと軽く3分の1を超えております。このため事業者自身がお年寄りに浴場へ足を運んでもらおうと、無料デーを設けるなど、積極的に取り組んでおられます。全国的にみても老人福祉入浴事業として65歳以上の高齢者の入浴を推進しようと、年12回を中心に、時には幼児やその親も対象にして、

千葉、石川県など12県が、県の補助で無料デーに取り組んでおられます。

ところが本府では、こうした老人福祉、或いは親子ふれあい入浴事業は、浴場業者のボランティア活動にまかされたままで、積極的な支援はありません。無料デーあるいは無料時間を設けて浴場を開放されておられるところ、業者が障害を持った高齢者を車で迎えに行き入浴させておられるケース等さまざまですが、特に後者などは、お年寄りが心からその日を待ちわび、大変喜んでおられます。こうした方々への支援こそ必要ではありませんか。答弁を求めます。

【保健福祉部長】 公衆浴場は、地域住民の公衆衛生やふれあいの場として、大切な役割を担っている施設であると考えています。こうしたことから、京都府としては、公衆浴場の事業者が国民生活金融公庫等から融資を受けられた場合に、借入れ金利の変動により事業者の負担が過大になることなく、常に借入れ利率が一定以下になるように補償いたしまして、計画的で安定した施設の改善、整備を支援するためのものとして、利子補給を行っているところであり、今後とも現行制度を維持してまいりたいと考えています。

なお、平成11年度におきましても、89の事業者に対しまして、約1400万円の助成を行ったところでございます。

また、公衆浴場の活性化のための取り組みに対する支援について、京都府におきましては、親と子が一緒に銭湯を経験していただく、「子どもおふろまつり」などの、京都府公衆浴場業環境衛生同業組合の行う事業に対し、補助を行っているところであり、また、市町村におきましても、公衆浴場を利用した高齢者や児童の無料入浴事業等への補助など、それぞれの地域の実情に応じた木目細かな事業が実施されているところでございます。

今後とも、既存事業、施策を活用しまして、公衆浴場業の振興に努めてまいりたいと考えています。

【高橋昭三】

部長は、さきほど利子の答弁をされたが、国金の金利は2%で、しかも、●利でそれが1%台に下げられているが、京都府は何%以上の利息について利子補給をするよう決めておられるのか、具体的に答えてほしい。

公衆浴場については先ほども申したように、全国で47都道府県の内、35の都道府県が設備改善に対する補助を行っている訳で、京都も他府県に負けずに、補助を行わないと、廃業がどんどん増えて行くことになる。答弁を求めます。

【保健福祉部長】 京都府の利子補給は、現在2.3%を超える利子につきまして、補給をさせてもらっている。

この事業は、先ほども申しましたとおり、借入れ金利の変動によりまして公衆浴場の事業者の負担が過大になることなく、常に借入れ利率が一定以下になるように保障し、計画的で安定した施設の改善整備を支援するために実施しているものでございまして、今後とも現行制度、現行施策を活用して振興を図ってまいりたいと思います。

西高瀬川の清流復活と、汚水・悪臭問題の解決を一日も早く

【高橋昭三】

次に永年の懸案であります、西高瀬川問題について質問します。

ご承知の様に嵐山渡月橋付近から始まっている西高瀬川は幕末動乱の時、二条城への物資輸送のため開削が始まったのですが、その後、木材輸送が中心となり、流域には関連産業も大いに発展しました。しかし、鉄道やトラックなど陸上運送に取って代わられました。

そして昭和10年の大水害を契機に京都の河川の大改修が進められる中で、西高瀬川は今の天神川で東西に分断され、かつては魚が住み、子どもがその魚を取って遊んでいた。

た川は姿を消し、天神川以東は水源のない川となり、流域に住む人々との交わりや季節の変化も見られない川として、人とのつながりが断たれてしまいました。それどころか旧市街地の下水道は合流式のため、一雨降れば汚水、雑排水が九カ所の水はけ口からどっと吐き出され、雨が止むと西高瀬川の水位は急速に低下、元のあるかないかの川に戻ります。後に残るのは汚物と猛烈な悪臭です。

従って沿岸住民の願いは、くらしの中を流れるせせらぎの復活と、汚物・臭気の水はけ口から吐き出されることを防いでもらいたいと言うことです。天神川で分断されていた西高瀬川を、有栖川の解決策のようにサイフォン式と、上下差を考えてポンプアップする案が検討委員会でまとめられたと報道されました。今回の答申案と同じ内容も含め、本会議、或いは、委員会で、何回となく提案し、質問してきましたが、水源のない川なので総合的に検討していますと先延ばしされました。今、漸く清流復活の第一の目途がついたと言えます。

しかし、9つの水はけ口から吐き出される汚物とそれに伴う臭気の問題は、依然解決されていません。9つの内、吉祥院処理場の下水管からの吐き出し口は5つ、鳥羽下水処理場への下水管からの吐き出し口は4つとのことでした。この内、下水貯留管が完成すれば8割方、水はけ口からの汚水の吐き出しは解決するとの説明でした。平成6年度、吉祥院幹線の貯留管が西大路通を中心に完成、供用が開始されました。雨の時、下水を一時この吉祥院幹線に管内貯留し、水はけ口から西高瀬川に越流している汚水を防止するか、減量すると言うのですが流域の人々の意見では、今に至るも五つの水はけ口からの汚水・汚物の吐きだしは、以前と変わらず、臭気もたまらんと言うのです。市は、吉祥院幹線、貯留管工事費に、88億円も使いながら、汚水・汚物は依然として、府が管理する河川に吐き出しているのですから、府民もたまったものではありません。

その上、鳥羽下水処理場へ行く四つの水はけ口から吐き出される汚水・汚物はそのままです。府市協力して、清流の一日も早い復活の実現と汚水・汚物、悪臭問題の解決を強く求めます。お答え下さい。

【土木建築部長】 現在、川沿いの地形状況を踏まえたゾーンニングや、沿線の公園等との一体感に配慮した河道の整備について検討を進めております。さらに、水源確保のため、導水施設の検討を進めているところであります。今後、学識経験者等による検討委員会を設置して整備計画を取りまとめていきたいと考えており、代表的な拠点個所につきましては府民参加のワークショップを開催し、整備内容の検討を行うこととしている。引き続き、早期事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、この地域の下水道は合流式下水道であり、京都市において河川に排出される下水道を軽減するため、吉祥院幹線の増強が行われ、一定の改善がなされたところでありますが、西高瀬川の清流復活との関連もある事から、下水道の管理者である京都市に、さらに改善されるよう調整してまいりたいと考えております。

2 信金問題

借り換え可能にする、特別保証制度（7号認定）について 周知徹底はかり、まじめに返済続ける利用者から、一人の犠牲者も出さな

【高橋昭三】

最後に、2信金事業譲渡問題についてご質問します。

1月5日に行われた代表質問で、我党を代表して高橋進議員は、2信金が中小企業信用保険法における破たん金融機関、いわゆる「7号適用」がされ、保証枠も拡大されました。2信金からの融資の借り換えへの利用の道が開かれたことに関連し、「この事実が周知徹底されていないのではないか」との質問いたしました。これに対し知事は、「直

ちに認定事務にあたる市町村や中小企業団体に周知・徹底した。悪印象を与える宣伝はするな」と、答弁されました。

しかし、11月30日に開かれた、京都市議会普通決算特別委員会で京都市の商工部長は、「RCC送りの債権は保証しがたい」、「RCCに送られるようなものは不良債権だから、保証は困難」などと、この措置の活用そのものを否定するような答弁しています。京都府は、この7号認定の活用について、当然、京都市や京都信用保証協会と協議されたことと思いますが、その京都市ですらこういう認識であります。

中小企業金融安定化特別保証制度の規定では、「破産状態にある企業などを除き、原則保証」することになっています。また、我党の西山とき子参議院議員の、11月27日の参議院経済産業委員会での質問に対し、中小企業庁長官は、「保証協会においては、RCCに譲渡されたことをもって、融資や保証を断るのではない」と答弁しています。このように、2信金から中信への事業譲渡を拒否され、整理回収機構への譲渡が予定されている業者、譲渡に同意した業者であっても、同制度の利用の道は当然開かれているのであります。

まじめに返済を続けながら、RCCに送られようとしている業者も数多くあります。そのような業者を一人も困らせないと姿勢で、あらゆる可能性を追求すべきです。そのためにも、特別保証制度については、RCCに送られる業者、同意書に判を押した業者についても活用の道が開かれていることを、府として、改めて、市町村、保証協会、金融機関に、周知徹底すべきではありませんか。お答え下さい。

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

【商工部長】 今回の保証制度の改正につきましては、本議会において知事からお答えしていますとおり、さる11月10日、国から通知がありましたので、直ちに市町村に周知するとともに、商工会議所や中小企業団体中央会等に対しましても説明を行ったところであり、また、京都府のホームページに掲載するとともに、関係団体や金融機関に対しまして、再度周知徹底をはかることをしています。

また、ご指摘の保証制度の通知についてであります。政令指定都市であります京都市につきましては、国から直接京都市に対し通知が行われていると承知しています。

● 他会派の行った一般質問と答弁の概要をご紹介します。

高屋 直志（自民、北桑田郡・船井郡選出） 2000年12月7日

1 道路問題について

【高屋】 北桑田・船井郡は、山の稜線を町界としているため、地勢的条件が市町村合併の大きな障害となっている。そこで、次の諸点について知事の所見を伺う。

- ① 国道162号の「栗尾峠・九鬼ヶ坂峠」について、トンネル化を含む抜本改修に向け、道路企画調査費が計上されている。来年度以降の取組方針はどうか。**【知事】** 改修への技術的な検討中。順次整備にむけ検討する。
- ② 国道477号の亀岡市旭町～八木町神吉間のバイパス整備にむけ、路線候補地周辺の地質調査等が進められている。進捗状況、見通しは。**【知事】** 新たなルートを選定にむけ必要な調査を継続する。
- ③ 国道477号の京北町馬ヶ背バイパス整備の進捗状況は。また、園部町殿谷峠から国道372号の接点に至るまでの間の進捗状況、見通しは。**【知事】** 馬ヶ背バイパスは来年度供用にむけ、また殿谷バイパスについても事業促進に努める。
- ④ 現在調査中の府道八木東インター線の仮称「第二大堰大橋架橋」について、今後の整備促進の見通しは。**【土木建築部長】** 隣接区間の事業進捗を踏まえ、今後、事業化の時期

につき検討する。

⑤ 美山町の府道泉・宮脇線下吉岡バイパス整備の進捗状況、見通しは。また、瑞穂町の府道遠方瑞穂線の国道 9 号接点附近の改修見通しは。【土木建築部長】 下吉岡バイパスについては、約 2 割の用地を取得した。交差点付近の改良工事については、来年度完成に向け、近く工事着手する。

2 桂川改修について

【高屋】 上桂川の京北町山国～宇津間の改修計画により、護岸工事、橋梁工事が進められているが、今後の見通しは。桂川八木工区の事業に伴う八木町井ノ尻地区集団移転の進捗状況、改修計画の見通しは。

【土木建築部長】 京北町域においては全体計画延長 14 ㎞のうち、下流部分や周山などおおむね 3 分の 2 の区間で河道整備を完了。現在、川幅の狭い栗尾、鳥井地区で掘削、築堤工事等を進めている。39 戸の家屋移転についてはおおむね理解いただき、移転の用地補償を完了し、現在、撤去作業中。集団移転先の造成も完了し、移転にむけての作業中。

3 教育問題について

【高屋】 完全学校週 5 日制の実施に伴い、国語の奥行き、敬語や話し言葉を学ぶ「豊かな話し方教室」を、市町村教育委員会との連携して実施すべきと考えるかどうか。

【教育長】 大変重要であり、先進的取組みをおこなっている事例を参考に推進する。

【高屋】 第 53 回日本学校農業クラブ全国大会が、平成 14 年、京都で開催される。農芸高校、府教育委員会の積極的な取組み、農林水産部・商工部の支援を願うが、支援体制についてどう考えているか。

【教育長】 約 5000 人の参加を見込んでおり、事務局を府立農芸高校において京都の特色を出すべく計画中。JA など関係団体の協力も得て支援して行く。

前波健史（自民党、伏見区）2000、12、7

Ⅰ IT 対策

【前波】 高齢者層のニーズに応える IT 関連の取組みを、積極的に推進すべき。また、「IT 講習」は、本府独自の工夫をすべきではないか。

【知事】 恩恵を十分に受けられないことも生じると認識し対策を講じる必要がある。府として、使いやすい工夫をした「人にやさしいまちづくりホームページ」を開設、充実を図っている。スカイセンターで実施している高齢者向けインターネットセミナーなどへ支援をしている。「IT」講習会では、日ごろ IT に触れる機会の少ない成人対象に、今年度、来年度に 10 万人の規模で実施する準備をしている。独自の工夫もし新府総にかかげた、IT の都づくりに取り組む。

職員研修の充実

【前波】 職員研修に関するは、政策立案能力、想像力を持つ人材育成だけでなく、今後は、政策法務能力や行政評価能力の養成を図り、政策プロセス全般を的確に運営できる能力を養成すべきではないか。

研修効果を高めるため、多角的な研修手法の導入、各職場間の有機的連携と職場全体の活性化、自主研修を支援する職場ぐるみの学習風土づくりが必要だが、今後の取り組み方針はどうか。

「行政経営の視点」で行政を運営できる職員の養成、職員の資質、才能、可能性を引き出す研修が必要ではないか。

【知事公室長】 複雑多様化する府民ニーズを的確に捉え、時代の変革に対応した政策を主体的に企画、立案、遂行し、評価できる能力が求められており、その

ため、政策形成能力や行政環境の変化に対応できる能力を高める研修を充実はかるとともに、民間企業職員との交流を通じ、多様な発想とコスト意識の要請に取り組んでいる。

日常の業務を通じて行う職場研修を計画的効果的に行うため、マニュアルを作成し個々の職員の能力向上と合わせ、職員が生き生きと働く組織風土醸成をはかるとともに、自発的な研鑽意欲を高めるため、自主研究グループへの支援や内容、程度を職員が自由に選択できる通信教育を行うなどの工夫をしている。

今年度からは、若手職員が、民間の人と府政の将来を展望した政策問題について、その実現も視野において議論研究する「ヤングブレインネットワーク21」を実施している。

今後厳しい行財政環境の中で府民の期待にこたえるには、最小のコストで、最大限の効果を得られる様、職員一人一人が、時代の変化に的確に対応できる能力を備え、経営感覚を持って施策の推進にあたることが不可欠。研修のあり方については、常に点検、見直しを行い、自己啓発を更に促進するとともに、職場研修、研修所での研修を連携させることにより高価が高まる様にしたい。

北岡 千はる（府民・左京区） 12月8日

男女共同参画社会について

【北岡】 「新しい女性行動計画」を策定するための「提言」が取りまとめの最終段階と聞くが、次の諸点について伺いたい。

① 女性政策推進専門家会議の審議状況はどうか。また、施策の基本目標、重点課題等について、その基本的な考え方はどうか。**【府民労働部長】** 女性の参加、介護の保障、DV根絶、IT社会における男女間の情報活用能力の格差是正など施策の方向しめす。

【北岡】 ② 職場や地域社会等、社会のあらゆる場面で男女共同参画を実現することが、「最終の目標」と考えるが、今回の「新しい女性行動計画」では、どのような方針で取組みを推進されるか。**【府民労働部長】** 意識啓発など取組みを進める。

広報活動について

【北岡】 ① 本府のホームページ「おこしやす京都」の掲載内容はどうか。どれくらいの室・課が「おこしやす京都」を活用して情報発信しているか。掲載内容を一層充実すべきだがどうか。**【知事】** 新府総の理念からも重要。44の所属から70項目、ページ数で5177。府民から毎月50万件のアクセス。新府総の数値目標の達成状況や事務事業評価結果の掲載など、説明責任をはたしてゆく。

【北岡】 ② 決算特別委員会書面審査で、「携帯電話を活用した、新たな取組みを近く始めたい」と答弁されたが、取組状況はどうか。**【知事】** 既にiモードで行なっており、来週の月曜からNTTドコモのサイトに府民たよりの「お知らせコーナー」つくる。

【北岡】 ③ 広報活動についても、京都市との府市協調による取組みが可能と考えるが、どうか。**【知事】** 地下鉄の協力で、沿線の催しもの情報を提供している。

「心の教育」について

【北岡】 ① 「心の教育・生きる力」は、就学前教育においても重要と考えるが、次の点で所見を伺いたい。イ) 小学校との連携を強化すべきと考えるかどうか。「総合的な学習の時間」を充実させるためにも、幼稚園と小学校の教員が交流を深め、相互のカリキュラムや評価を理解し合うことが重要と考えるが、どうか。ロ) 小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を図ることも重要な課題と考えるかどうか。**【教育長】** 幼児期の就学前教育は重要との認識のもと、授業公開、合同研究会など通じ理解を深めあうことが重要。「こころ生き生き体験」活動や高校生の保育体験活動など促進する。

【北岡】 ② 「第20回近畿高等学校総合文化祭」の特徴点について、どうか。**【教育長】**

高校生のエネルギーを実感し、生きる力の育成に意義があった。

【北岡】 ③ いじめや不登校等の背景の一つとして、幼児期の状況や生活環境等を知ることが重要と考える。就学前教育機関と中学校・高等学校との交流を図るべきと考えるかどうか。

迷惑行為について

【北岡】 ストーカー行為や痴漢行為等、いわゆる迷惑行為に対する取組みの推進を（要望）。